

夢メッセみやぎ利用に際しての
新型コロナウイルス感染症防止対策ガイドライン

第3版

2020年9月19日

夢メッセみやぎ管理運営共同事業体

代表 一般財団法人みやぎ産業交流センター



夢メッセみやぎ利用に際しての新型コロナウイルス感染症防止対策ガイドライン

本ガイドラインは、国・県のイベント開催制限の段階的緩和を踏まえ、当施設利用に際してのガイドラインを策定したものです。

感染防止対策は、主催者を含め参加者の皆様の安全・安心を確保するためのものであり、その必要性をご理解いただき、徹底に努めていただくようお願いします。

なお、本ガイドラインは、今後も最新状況、業界のガイドラインを反映しながら改訂いたします。

1 本ガイドラインについて

- (1) 適用開始時期：2020年6月19日（金）
- (2) 対象：夢メッセみやぎで開催されるすべての催事
- (3) 基本的な条件

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 最大利用人数を超えないこと（段階的緩和の人数制限と収容率）
最大利用人数＝主催者側＋来場者、最大利用人数＝同時利用人数② 人と人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けること③ 手洗い、手指消毒等の徹底④ 咳エチケット、マスクの着用の義務化⑤ 施設の換気と消毒⑥ 発熱者・体調不良者等の入場制限⑦ 感染拡大防止を目的に参加者全員の氏名・連絡先の把握⑧ 感染の疑いのある参加者が発見された場合の緊急連絡体制⑨ 施設内での大声の抑止⑩ 接触確認アプリ等の活用 |
|---|

(4) 留意事項

- ① 催事開催に際して感染症対策が整わない場合は、中止又は延期を要請することがあります。
- ② 国・自治体から催事開催の制限又は施設利用の制限に関する要請があった場合は、催事開催の中止又は延期を要請することがあります。

■各施設の収容人数等(9/19～11/30)

① 3密回避対策のため本館会議棟2F会議室及び西館の研修室、2F会議室については当分の間、利用を中止させていただきます。

② 貸出施設の利用人数の基準は下記のとおりです。

- ・適用期間：9月19日(土)～11月30日(月)
- ・利用条件により収容人数の上限に制限がかかる場合があります。
- ・収容人数は施設の換気量等を踏まえて設定しています。

利用区分	区画	面積	毎時換気量 ／人		収容人数	利用人数基準			
			100%	50%		大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	大声での歓声・声援が想定されるもの		
						展示会・商談会・学会・会議	コンサート・スポーツ・公演等		
				収容人数の100%	収容人数の50%				
本館	展示場	全	7,500 m ²	128 m ³ /h	256 m ³ /h	3,000 人	3,000 人	1,500 人	
		2/3	5,000 m ²			2,000 人	2,000 人	1,000 人	
		1/3	2,500 m ²			1,000 人	1,000 人	500 人	
	大ホール	全	410 m ²	55 m ³ /h	109 m ³ /h	シアター式	500 人	500 人	250 人
						スクール式他	200 人	200 人	100 人
		1/2	205 m ²			シアター式	250 人	250 人	120 人
						スクール式他	100 人	100 人	50 人
西館	ホール	598 m ²	45 m ³ /h	90 m ³ /h	240 人	240 人	120 人		

利用区分		面積	毎時換気量／人	収容人数	
西館	展示場	1,295 m ²	31 m ³ /h	210 人	
	会議室	大	270 m ²	35 m ³ /h	57 人
		中	105 m ²	35 m ³ /h	20 人
		小	77 m ²	31 m ³ /h	9 人

3 夢メッセが実施する感染予防対策

- ① 主催者の感染予防対策における会場対応となる項目に協力する。
- ② 最大利用人数を徹底する。
最大利用人数（最大同時入場者数）を超えないよう主催者へ入退者の人数の管理の徹底を要請する。
- ③ 会場入り口等共用スペースにおけるアルコール消毒液の設置等を行う。
- ④ マスクの着用および咳エチケット、手洗い、手指消毒の励行を呼びかける。
来場者への感染予防告知を公式ホームページや場内掲示板等で行う。
- ⑤ ソーシャルディスタンス（推奨：2m 最低1m）を確保するため会場入り口までの待機用のフロアマーカ等を設置する。
共用部分のトイレ・レストランの待機場所をフロアマーカで表示する。
- ⑥ 大声の抑止やラッパ等の鳴り物禁止をポスター等で呼びかける。
- ⑦ 定期的に換気を行う。
 - ・常時、機械換気を行う。
 - ・必要に応じて自然換気も行う。
- ⑧ トイレや共用スペースの衛生環境を維持する。
 - ・共用スペース（ベンチ・自動販売機のボタン部分、ロッカーパンフレットラック・ドアノブ・電気スイッチ等）の手の触れる部分の定期的消毒・清掃を実施する。
 - ・トイレの定期的な清拭消毒・清掃を実施する。
 - ・トイレは蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
 - ・ハンドドライヤーの使用を停止する。
 - ・ペーパータオルを設置する。
 - ・便座クリーナーを設置する。
 - ・トイレ入り口前にアルコール消毒液を設置する。
 - ・ゴミの定期的回収を行う。
 - ・共用スペースでの食事を禁止する。
- ⑨ 会議室内の常設備品（テーブル・椅子等）は利用後に清拭消毒・清掃を行う。
- ⑩ 来場者に接触確認アプリ（COCOA）及びみやぎお知らせコロナアプリ（MICA）のインストールを促す。アプリのQRコードを入口に掲示する。
- ⑪ 職員及び施設関係者の手洗い・手指消毒・検温・健康状態の確認を徹底する。
37.5度以上（37.5度未満の場合でも平熱・症状などを考慮し総合的に判断する）の発熱がある場合や体調がすぐれない場合等には出勤しないよう徹底する。
ユニフォームや作業着はこまめに洗濯する。
- ⑫ 発熱者（37.5度以上）・体調不良者の入場防止のため、AIサーマルカメラ及び非接触

型体温計を配備する。(無料貸出)

- ⑬ 展示場コンコースのベンチの座席間隔を空ける。
展示場コンコースの休憩用テーブル・椅子を撤去する。

4 主催者に実施していただく感染予防対策

(1) 利用前の計画時

- ① 感染状況及び対策に関する的確な情報を把握する。
厚生労働省・宮城県・仙台市・業種別ガイドライン等を確認する。
- ② 全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントについては、県へ事前相談することとされているが、県と協議の上、催事概要及び新型コロナ感染対策等を当施設が確認することで事前相談とみなされている。
- ③ 延期又は中止を判断する基準・プロセスを定めておく。
- ④ 感染症対策の責任者及び組織、役割分担を明確に定め施設側と共有する。
感染の疑い発生時の対応手順や担当者、管轄保健所、感染相談センターの電話番号を運営マニュアル等に記載し関係者に共有し周知徹底を行う。

※新型コロナウイルス感染症に関する健康相談窓口（コールセンター）

- ・受付時間：24時間
- ・電話番号：022-211-3883、022-211-2882

- ⑤ 3密回避計画を立てる。(ソーシャルディスタンス・換気・入場制限)
・会場の通路幅は3m以上を目安し、消防法に準拠した計画を立てる。
- ⑥ 参加者に対し、マスク着用等の感染予防対策を行うようホームページ等により事前に周知・徹底する。
マスク着用率100%を担保するため、予め予備マスクを準備し、持参していない来場者等に配布する。
- ⑦ 次に該当する場合又は該当する方に対しては来場・入場を控えていただく等、国や自治体の方針や指示に従い計画し、安全を重視したルール作り、対応を検討・実施する。
- ・発熱又は体調不良等の方
 - ・国・自治体から制限や自粛要請がなされている場合は、2週間以内に海外（感染流行国）又は国内の感染流行地域（クラスター等）への旅行・出張した方等
 - ・入国やビザの発給制限のある国からの参加者等
 - ・既に前売り券等の支払いを終えた来場者が入場時の検温等により発熱が認められ参加できなかった際の返金対応について、予め検討の上、規定しておく。

- ⑧ 予定来場者数を事前に把握する。
- ⑨ 催事への入場料や参加料が必要となる場合は、可能な限り事前決済となるよう準備する。当日支払うこととなる場合は、キャッシュレス決済の導入を検討する。
- ⑩ 大声等の抑止のために、大声を出す者がいた場合の対応ができる体制を整備する。
- ⑪ 宮城県・仙台市が実施している「新型コロナ感染防止対策ポスター」や「感染防止想いやり宣言」のポスター、ステッカーを積極的に活用し掲示する。

(2) 利用期間（設営・開催・撤去）

①発熱者（37.5度以上、または37.5度未満の場合でも平熱・症状などを考慮し総合的に判断する）・体調不良者等の入場を防ぐ。

- ・ 主催者スタッフの体温測定と記録、健康チェックを徹底する。
- ・ 万が一感染が発生した場合に備え、全参加者の連絡先登録リストを作成し、個人情報の取り扱いに十分注意の上、適正に保管・管理する。
- ・ 接触確認アプリ（COCOA）及びみやぎお知らせコロナアプリ（MICA）の登録を要請する。
- ・ 会場内で発熱者・体調不良者が発見された時は、隔離スペースの確保、対応措置等を行う。
- ・ 入場時にAIサーマルカメラや非接触型体温計等を利用し検温を行い、発熱など、体調のすぐれない参加者は入場を控えていただく。

②衛生環境を維持する

- ・ 共用スペース以外のセミナー会場、商談会場、ステージ会場等に適切にアルコール消毒液を設置する。
- ・ 全参加者に対してマスク着用の義務化。
マスクを持参していない者に対しては主催者がマスクを配布する。
着用できない特別な理由がある場合はフェイスシールドを準備し、提供する。
- ・ 会場内の定期的な消毒・清掃を行う。
- ・ 会場内で使用する貸出備品は催事開催前と催事終了後及び開催期間中に頻回の清拭・消毒を行う。
- ・ 参加者へ感染症に対する注意喚起と手洗い、手指消毒励行等を館内放送や看板等で告知する。
- ・ 館内放送や携帯用拡声器を活用し、大声での誘導、アナウンスを避ける。
- ・ 出展品等による接触感染防止のため、出展製品等の頻繁な消毒又は来場者が展示物に直接触れることのないように工夫をする。
- ・ 食品関係等の展示会で試食などを行う場合は、試食担当者はマスクと手袋を着用し、食器は使い捨てのものを利用し、ゴミはプラスチック製の袋に入れ必ず密閉した上で廃棄する。
また、試食時に来場者はマスクをはずすことになるため、試食担当者は飛沫感染を防ぐためフェイスシールドの着用を推奨する。

- ・ 当分の間、会場内での調理は禁止する。
- ・ 共用スペースに休憩スペースとしてテーブル・椅子の設置を禁止する。
なお、共用スペースでの飲食は当分の間、飲料のみとする。

③密閉を避ける

- ・ 常時、機械換気を行う。
- ・ 必要に応じて自然換気も行う。

④密集させない

- ・ 混雑状況を常に監視し、利用人数の基準を守るとともに、その範囲内であってもソーシャルディスタンスを確保できないと思われる場合は入場制限を実施する。
 - ・ 入館可能時間を設定する。
 - ・ 入館可能者数を設定する。
 - ・ 集団での来場制限、人数・時間設定等を行う。
 - ・ 密にならないための工夫を行う。たとえば日時指定予約の事前登録、整理券発行等を行う。
 - ・ 各ブース内も同様に密にならないよう入場制限を実施する。
 - ・ 来場者の整理はできるだけ2 m（最低1 m）を目安に間隔の確保を行う。
 - ・ フロアマーカ等で間隔を空けた整列を行う。
受付等待機列が予想される場所における間隔目安は床面にできるだけ2 m（最低1 m）を目印に設置する。
 - ・ 会議室や催事会場内でのセミナー会場または商談会等はできるだけ2 m（最低1 m）を目安に四方を空けた席の配置で十分な間隔を確保する。
 - ・ セミナー・シンポジウム・式典等は登壇者と聴講最前列の距離は飛沫到達距離である2 m程度開けることを推奨する。できない場合はフェイスシールドの着用を推奨する。
 - ・ 事前ホームページでの周知や施設入り口で明示する。
- ・ 各控室は密にならない様、工夫して利用する。
- ・ 搬入時、会期中、搬出時を通して密防止等の対策をとり、必要に応じて注意喚起を館内アナウンスで繰り返し実施する。
- ・ 閉館時間になったら速やかに来場者を退館させ搬出を開始、搬出時もアルコール消毒液を展示場入口などに設置し手洗いと手指消毒を励行する。

⑤密接させない

- ・ 握手等による直接の接触を避ける。
- ・ 対面の会話、商談の際は必ずマスク着用の義務付けと対面距離や座席の配置を工夫する。ブース内も同様とする。
- ・ 受付など、参加者同士が対面する場にはアクリル板等の透明なパーテーションを置く等飛沫防止対策を行う。その際には、火気等に対する対策をとること。
- ・ 飲食以外の物販やチケット販売については現金の取り扱いをできるだけ減らすため、オンラインチケットの販売やキャッシュレス決済の導入を推奨する。
- ・ 休憩スペース等、人が密接しないよう間隔を置いたスペース作りを工夫する。

- ・パンフレット等の配布物は手渡しせず平積みかラック式の配架とする。

⑥飲食店・売店・休憩所・ラウンジにて行うべき対策

- ・主催者が会場内に飲食物の売店やラウンジを用意する場合（会場内で調理は不可）利用者が対面にならないような席の配置やテーブル上に区切りのパーテーション（アクリル板等）を設ける等工夫し、利用者同士の間隔ができるだけ2m（最低1m）程度開けるよう配慮して配置する。
- ・飲食や売店等のない、テーブルや椅子などを設置しただけの休憩所の場合には、主催者が清掃会社を手配しテーブルまたは場所を設け来客用にアルコール消毒液を設置する。
- ・食器は可能な限り使い捨てのものを利用し、お盆やトレイを再利用する場合には、洗浄または消毒を実施する。
- ・販売スタッフのマスク等の着用と頻繁な手洗い・手指消毒実施を徹底する。
- ・設置が可能であれば、販売スタッフと客の間にビニールカーテン等のなどの遮蔽物を設置する。その際には、火気等に対する対策をとること。
- ・支払いが発生する場合は可能な限りキャッシュレス決済を導入する。
- ・飲食の提供は感染防止策を講じたエリアで行うこと。

⑦来場者に促すべき対策

- ・催事会場での商談は、極力事前に日時調整し後日WEB会議などオンラインも活用する等現地での商談の時間短縮を工夫し、名刺交換も可能であれば電子的に実施する。
- ・当日の検温と体調の確認をし、発熱や体調不良があれば来場を自粛させる。
- ・会場ではマスク着用と頻繁な手洗い・手指消毒を実施し、密になり得る状況での長時間の商談は避ける。
- ・接触確認アプリ（COCOA）及びみやぎお知らせコロナアプリ（MICA）の登録を要請する。
- ・出展製品など触れた場合はこまめに手指消毒を促す。
- ・会場では大声を出さないよう注意し、近距離での会話を避け、出展者ともできるだけ2m（最低1m）を目安に間隔を確保するように努める。
- ・商談や訪問したブースについては可能なかぎり日時・相手先担当者等について記録することを推奨する。

（3） その他

- ①「本ガイドライン」の他、催事の内容に応じてそれぞれの業種別ガイドラインに沿った対策を講じる。
- ②「1 本ガイドラインについて」の（4）留意事項①又は②により催事開催が中止又は延期となった場合、夢メッセから準備経費等の補償はいたしません。